

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 田子町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
673	2,058	140	2,871

①

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	備考
一般会計	4,152	4,042	110	100	42	6,743	106	
学校給食センター特別会計	30	30	0	0	0	0	0	
ケーブルテレビジョン及びタコピアプラザ特別会計	108	108	0	0	71	0	0	
一般会計等	4,220	4,109	110	100		6,743	106	実質赤字額 —

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

② (= -②)

※②が負数の場合のみ

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
水道事業特別会計	189	165	24	88	67	1,234	0	法適用
国民健康保険事業勘定特別会計	1,080	1,036	44	44	103	0	0	
国民健康保険町立田子診療所及び老人保健施設事業特別会計	656	638	18	18	210	23	15	
介護保険事業勘定特別会計	867	836	31	31	173	0	0	
介護サービス事業勘定特別会計	17	16	0	0	7	0	0	
後期高齢者医療特別会計	60	60	1	1	20	0	0	
老人保健特別会計	110	110	0	0	7	0	0	
公営企業会計等 計				182		1,257	15	連結実質赤字額 —

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づいたものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

③ (= -②+③)

※②+③が負数の場合のみ

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	左のうち一般会計 等負担見込額	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
青森県市町村総合事務組合(一般会計)	854	842	12	12	0	1	0	0	
青森県市町村職員退職手当組合(一般会計)	16,185	16,184	1	1	0	3,020	0	0	
三戸郡町村会館管理組合(一般会計)	26	24	2	2	0	3	0	0	
八戸地域広域市町村圏事務組合(一般会計)	9,007	8,823	184	154	0	52	5,298	12	
八戸地域広域市町村圏事務組合(基金特別会計)	61	61	0	0	0	52	0	0	
青森県交通災害共済組合(共済事業会計)	223	208	15	15	0	0	0	0	
三戸郡福祉事務組合(一般会計)	716	671	46	46	0	15	205	16	
青森県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	523	419	104	104	0	0	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合(医療特別会計)	115,547	111,774	3,773	3,771	0	596	0	0	
三戸地区環境整備事務組合(一般会計)	297	279	18	18	0	0	69	14	
三戸地区塵芥処理事務組合(一般会計)	701	689	13	13	0	0	526	105	
田子高原広域事務組合(一般会計)	24	22	2	2	0	0	52	42	
一部事務組合等 計				4,140	0		6,157	189	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(社)田子町農村振興公社	13	△ 25	30	20	0	—	0	0	
(財)にんにくネットワーク	0	25	20	0	0	—	0	0	
(財)田子町にんにく国際交流協会	4	498	9	4	0	—	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			59	26	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

④

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A
財政調整基金	80	140	60
減債基金	42	53	11
その他充当可能基金	99	112	13
充当可能基金計	221	305	84

⑫

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

(単位:%(財政力指数を除く))

財政指標名	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A
実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	2.65	3.48	0.83	△ 15.00	△ 20.00	水道事業特別会計	52.6	51.4	△ 1.2
連結実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	9.17	9.83	0.66	△ 20.00	△ 40.00				
実質公債費比率	24.6	21.5	△ 3.1	25.0	35.0				
将来負担比率	190.3	174.2	△ 16.1	350.0					
財政力指数	0.22	0.22	0.00						
経常収支比率	99.1	94.9	△ 4.2						

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

2. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。

3. 「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「※」で表示している。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。

【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額 ⑤}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ⑧}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 ⑬} - \text{充当可能財源等 ⑭}}{\text{標準財政規模 ①} - \text{算入公債費等の額 ⑮}}$$

$$\begin{aligned} \text{・将来負担額} &= \text{③} + \text{④} + \text{⑦} + \text{退職手当負担見込額} + \text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{公的信用保証等に係る損失補償見込額} && \text{(百万円)} \\ &= 1,417 \text{ (百万円)} + 0 \text{ (百万円)} && \text{⑬} \\ &&& \text{8,471} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{・充当可能財源} &= \text{充当可能基金 ⑫} + \text{充当可能特定歳入} + \text{基準財政需要額算入見込額} && \text{(百万円)} \\ &= 0 \text{ (百万円)} + 4,007 \text{ (百万円)} && \text{⑭} \\ &&& \text{4,312} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{・算入公債費等の額} &= 484 \text{ (百万円)} && \text{⑮} \end{aligned}$$

7 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

(1) 健全化判断比率等の分析

	比率	分 析 欄
①実質赤字比率	—	平成20年度決算においては前記「1. 一般会計等の財政状況」で示しているとおり実質赤字は生じていませんので、実質赤字比率の表記については実質赤字額がないことを示す「—」となっています。
②連結実質赤字比率	—	一般会計等以外の特別会計の収支状況は前記「2. 公営企業会計等の財政状況」で示しているとおり、すべての特別会計で赤字は生じていませんので、連結実質赤字比率についても実質赤字比率と同様に連結実質赤字額がないことを示す「—」となっています。
③実質公債費比率	21.5%	平成20年度決算における実質公債費比率は21.5%(20年度単年度比率は19.0%)となっており、19年度決算に比べて3.1ポイント改善し、早期健全化基準(25.0%)を下回っている状況にあります。比率を押し上げている主な要因は平成4年度から13年度にかけて実施した大規模事業に係る公債費の償還額が大きいことが挙げられますが、公債費残高及び償還額とも年々減少傾向にありますので、今後の比率は減少する見込みとなっています。
④将来負担比率	174.2%	平成20年度決算の将来負担比率は174.2%となっており、19年度決算と比べて16.1ポイント改善されている状況にあります。今後も公債費残高等が減少傾向にありますので、比率は減少する見込みとなっています。
⑤資金不足比率		
水道事業特別会計	—	本町において公営企業会計に分類される会計は水道事業会計がありますが、特殊勤務手当の廃止、管理職手当の引き下げ等の人件費の削減、水道料金の口座振替への移行等による経費削減等の経営健全化の取り組みを行った結果、剰余金(黒字)が発生している状況にあるため、資金不足比率の表記については実質赤字比率の表記と同様に資金不足額がないことを示す「—」となっています。 今後は、分水収入が20,000千円から30,000千円程度減収となる見通しであるため、更なる経営健全化に取り組んでいく必要があります。

(注) 1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「—」と表示している。
 2 「④将来負担比率」及び「⑤資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「—」と表示している。

(2) 今後の対応方針

平成20年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも「早期健全化基準」未満となっていますが、実質公債費比率については、18%以上であることから地方債の協議制度の下で「許可」が必要な団体となっていますので、公債費負担適正化計画に掲げる方策を着実に実施し、比率の改善を図る必要があります。